

大阪市建築審査会条例の一部を改正する条例案

大阪市建築審査会条例（昭和31年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下法」を「以下「法」」に、「基き」を「基づき」に、「以下審査会」を「以下「審査会」」に、「議事」を「議事及び委員の任期」に改める。

第8条中「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「中から」を「うちから」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項中「中から」を「うちから」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、大阪市建築審査会の委員の任期を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築審査会条例 (抄)

(目 的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下法 という。）第83条の規定に
「法」

基き、大阪市建築審査会（以下審査会 という。）の組織、議事及び委員の任期その他審
基づき 「審査会」

査会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 省 略

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招 集)

第 3 条 審査会は、次の各号の 1 に該当する場合において、会長が招集する。

第 4 条 いずれか

(1) - (4) 省 略

第 4 条 - 第 5 条 省 略

第 5 条 第 6 条

(専門調査員)

第 6 条 省 略

第 7 条

2 専門調査員は、学識経験者又は市職員の中 から市長が委嘱し又は命ずる。
うち

(幹事及び書記)

第 7 条 省 略

第 8 条

2 幹事及び書記は、市職員の中 から市長が命ずる。
うち

3 - 4 省 略

(委 任)

第 8 条 この条例で定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、市長が 定める。

第 9 条 市規則で